

## 第2部会担当部分

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案【逐条解説】(案) (第28条・第29条を含む)

## 第5章 議会・行政

## (議会の役割と責務)

- 第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、公益の実現のために、行政運営に関する監視および評価の充実に努めます。
- 2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。
- 3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。
- 4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

## 【解説】

地方分権が進み、地方議会の役割はこれまでよりさらに大きいものになりつつあります。ここでは、そのような議会の役割を再確認するとともにその充実に努めるべきです。また、市民の意見を代弁する機関として、より市民に開かれた議会運営が行われることが重要です。

そして、自治の時代にふさわしい議会の役割とあり方を、議会の自主性で条例として具体的に定め、市民に示すことが求められています。

## 【背景・経過】

議会の持つ機能、「行政運営の監視・評価・政策立案・立法」等の機能のうち、立法の機能、特に議員立法がこれからの自治の時代に重要であることが議論され、第2項の表現になりました。

また、開かれた議会運営とは、市民に分かりやすい運営がなされること、執行部と議員の間だけではなく議員同士も議論が十分出来る議会であること、それが市民に見える形で行われること、市民の意見が把握できるための機能を持つこと、市民が参加できる機会があることなどが話し合われましたが、簡潔さという点から、それらは書き込んでいません。

また、そこまで書き込まなかった理由としては、議会の具体的な役割やあり方は、議会自らがその自主性において条例化するべきだという意見が多かったこともあげられます。それが第4項の表現になっています。

なお、そのような条例を制定するかどうかは議会の判断に任せるべきだという意見も多くありました。

( 議員の責務 )

第 1 4 条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。

3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

**【 解 説 】**

ここでは、議員の責務について述べています。自治の機運の高まりなどにより市民の意見は多様化しています。議員はそういった市民の意見を積極的に把握することに努める責任があります。さらに、個々の議員は様々な市民の意見を代表しつつ、それを市の統一的意思としてまとめるために、議員同士で十分に議論をした上で、政策立案の活動に努めることが求められます。

また、議会にかかわる情報を積極的に市民に提供し説明することは、開かれた議会を実現し市民自治を推進する上で欠かせない重要な議員の責務です。

**[ 背景・経過 ]**

今後さらに多様化するであろう市民の意見を市の統一的意思としてまとめあげるためには、形式的な議会運営ではなく、議員同士の審議・議論が欠かせないという意見が、第 2 項の表現になりました。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行します。

2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

3 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的で効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。

### 【解説】

市長は、市政の基本姿勢として、公正かつ誠実であることと市の最高規範であるこの条例をよく守り、越谷市の自治を推進することを明記しています。

また、市長は、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会等を含む)の総合調整役の統轄責任者として、効率的で効果的な行政運営を行い、市民の負託に応える責務を負っていることを明記しています。

### [背景・経過]

市長のリーダーシップを論じる意見、多選禁止などの意見もありましたが、条例では、市長としての基本姿勢を明らかにしました。市長は、この条例を遵守し、市民の意思を尊重して市政運営が行われることを明記することになりました。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

### 【解説】

市職員は、各法令等をよく守り、市の最高規範であるこの条例に従い、公正に職務を遂行する責務を負っています。

また、市職員は、市民全体のために働く者として業務を遂行し、市民の目線に立って自己研鑽に努め、その能力（知識や技術など）を向上させることにより市民の信頼を得るように努めることを明記しています。

### 【背景・経過】

市職員の教育については、市長の責務と規定している自治体もありますが、法律で市長の責務が規定されているため、この条例では、第15条のとおり理念のみを明記する形になっています。

## 第7章 条例の実効性の確保

(推進会議の設置等)

第28条 本市における自治の推進を図るため、市長の附属機関として、自治基本条例推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の推進・検証および啓発・普及に関し必要な事項について調査および審議します。

3 推進会議は、前項に定めるもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。

4 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【解説】

自治基本条例制定の目的は、市民皆が、楽しく、明るい市民生活を送るためです。施行した以降、当初の理念が守られているか、かつ、市民に役立っているかを検証するために、「推進会議」を設けました。この「推進会議」は、公募の市民により構成されることが期待されます。

その意見を市長は尊重しなければなりません。様々な立場の市民参加を期待します。

### 【理由】

自治基本条例が施行されても、その理念が守られなく、従前と何も変わらない市政が継続するという、この条例に則った市政が行われなことを危惧します。

この条例の理念が市政に生かされているか否か、市民が直接見守ることで、この条例の実効性を担保する目的で設けました。

( 条例の見直し )

**第 29 条 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。**

**【 解 説 】**

推進会議には、この条例を時代の流れに合わせて、市民の意見を反映し、見直しを図っていくことが期待されます。適切な時期に市長に意見具申を行います。